



# 国際人権法を活かそう

**通** 読して衝撃であった。藤田早苗著『武器としての国際人権—貧困・報道・差別』（集英社新書）のことである。藤田氏と初めてお会いしたのは、私が2001年から4年間、夏休みに1か月ほど国際人権関係の委員会の審査に参加するためジュネーブに滞在していたころであった。そのころ人権に関する専門家委員会の横田洋三委員のインターンとして、藤田氏は国際人権法の舞台にデビューした。当時、ジュネーブでは同じような中国人のインターンを多数目撃した。そう言えば、小泉内閣時代に、国際刑事裁判所への参加を目指す与党議連の勉強会で、外務省の高官が有力議員に国際法の国費留学の活用を「陳情」していた。英国有名大学への国際法留学は中国人100人に対して、日本人は10人にすぎず、そのうち国費留学は中国が50人に対して日本はゼロという「冷厳な事実」を訴えていた。教育研究という「未来への投資」に冷淡な「政策の貧困」というべきか。藤田氏も国際人権法を学修のためエセックス大学に留学したが、もちろん私費であった。

衝撃的な点は、それだけではなく、国際人権条約の履行確保に関する日本政府の「無理解・不履行・不誠実」な点が、本書で事実に即して指摘されていることである。私も目撃したことがあるが、たとえば自由権規約の政府報告書の審査で、各省庁から若手官僚が30名ほどあらかじめ翻訳した「想定問答集」を持って、委員からの質問に対して「答弁」を読み上げ、同時通訳が訳文を探し出して読み上げるが、質疑がかみ合わないことがしばしば生じる。それもそのはず、想定外の質問に対してアドリブで答弁したら、霞ヶ関に戻ると叱られるおそれがある。というのも、若手官僚には決裁権がない。政府代表を務める「大使」は、決裁権を持っているはずだが、管轄事項以外は門外漢であるから「答弁不能」となる。ニュージーランドなどは、大臣クラスが参加し、しかも政府から独立した国内人権機関の代表も必ず参加するので、委員会でのやり取りに齟齬も沈黙もあり得ない。

国際人権法が活かされないのは、このような「悲喜劇」だけではなく、政府から独

立した国家人権機関も作らず、個人通報制度にも取り組まず、国際人権条約の履行に関する委員会の「勧告」には「法的拘束力はない」という閣議決定に居座ったままで、本体の国際人権条約には法律に優位する法的効力があり、これを活用するためには「建設的対話」が不可欠だという方向に展開していかない「頑迷な姿勢」にも原因がある。

国連の目的にも含まれる「人権の保護・促進」(国連憲章55条)について、加盟国・日本は協力義務を負う(同56条)。また、国際人権法の履行確保のために、人権に関する特別報告者・作業部会が活躍しているが、日本政府に「苦言」を呈する場合には、「反発」「否認」「妨害」などのしっぺ返しに合うこともある。本書の冒頭にある上川陽子法務大臣(当時)の発言はその典型とも言える。上川氏には、犯罪防止・刑事司法に関する京都 कांग्रेसを成功させたという「実績」や林芳正氏に代わってG7議長国・国連安保理事会の理事国の外務大臣としての期待もあるが、オウム真理教事件13人の死刑執行を命令したという「汚点」は無視しえない。

本書の魅力は、このような「不毛」な状況に立ち向かって、貧困・報道・差別にかかわる危機的な状況を浮き彫りにして、国際人権法の活性化という焦点に結び付けた点にある。「おわりに」で提案されているように、国際人権法の活用は、政府(司法・立法・行政)の課題だけではなく、主権者・国民やこれをサポートする法律家の役割でもある。口に苦い「良薬」を受け止めたい。

(青山学院大学名誉教授 新倉 修)

## 次号予告

「法と民主主義」2023年12月号(No.584)

【特集】

関東大震災  
朝鮮人・中国人虐殺から100年  
——その今を問う。(仮題)

## 針生誠吉基金

本誌は、故針生誠吉先生からの多額のご寄付によって、発行を支援していただいております。